検了

管路管理課	係	係長	課長補佐	課長

決裁区分
戊

令和8年度　　公共下水道事業　　（認・単）

国道32号外老朽管調査委託業務(R8-1)　　見積参考資料

・「見積参考資料」は，入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり，請負契約を拘束するものではありません。
・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし，その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても，入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとします。
・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については，契約後，必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき，協議を行う場合があります。

業務場所	高知市　はりまや町一丁目　外	
業務日数　160　日	着手　令和　年　月　日 完了　令和　年　月　日	管路管理課

設計金額	円	
内訳 業務価格	円	
内訳 消費税及び地方消費税相当額	円	
業務請負対象金額	円	
消費税及び地方消費税相当額抜きの業務請負対象金額	円	

業務の大要

認証
- ・本管TVカメラ調査工　L = 1,014 m　φ200～φ700
- ・本管TVカメラ調査工　L = 769 m　φ800～φ1500
- ・取付管TVカメラ調査工　N = 141 箇所
- ・マンホール目視調査工　N = 39 箇所

単独
- ・本管TVカメラ調査工　L = 1,932 m　φ200～φ700
- ・取付管TVカメラ調査工　N = 155 箇所
- ・マンホール目視調査工　N = 80 箇所

摘要

業務委託理由

本業務は，国道に埋設されている竣工後50年を経過した下水道管路施設及び、調査後10年が経過した下水道管路施設を対象として、健全度を調査することにより、改築計画を立案するための基礎資料作成を目的とするものである。

委 託 業 務 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託業務費					
調査業務					
直接業務費					
調査業務(認証)					
夜間作業(認証)	式	1			明細表 第1号
調査業務(単独)					
夜間作業(単独)	式	1			明細表 第2号
報告書作成(認証)					
報告書作成工(認証)	式	1			明細表 第3号 共通外
報告書作成工(単独)					

委 託 業 務 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
報告書作成工(単独)	式	1			明細表 第4号 共通外
清掃業務(単独)					
夜間作業(単独)	式	1			明細表 第5号
仮設工(認証)					
交通管理工(認証)	式	1			明細表 第6号
仮設工(単独)					
交通管理工(単独)	式	1			明細表 第7号
直接業務費計					
共通仮設費積上分					
安全費	式	1			

委 託 業 務 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
安全設備費	式	1			明細表 第8号
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純業務費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
業務原価					
一般管理費等	式	1			
業務価格					
消費税等相当額					

委 託 業 務 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費					

諸経費計算情報（調査業務）

積算根拠
「令和8年度 土木工事標準積算基準書」及び
下水道管路管理積算資料 -2023-

経費適用年月　令和8年9月1日

作業地域区分　一般交通影響有り(1) -2

前払金支出割合　補正：有　(1.01)

契約保証に係る補正　補正：無

直接業務費 計　①

共通仮設費率分　対象額 (P) × 共通仮設費率 (Kr) × 0.5 × 施工地域を考慮した補正係数

対象額　P = ① − [　] = ②　(直接業務費計より報告書作成工を控除)

共通仮設費率　Kr = 485.4 × ②^-0.2231 = ③ %　(少数3位を四捨五入) (補正前)

施工地域を考慮した補正係数 = 1.3

③ × 0.5 × 1.3 (補正係数) = ④　(少数3位を四捨五入) (補正後)

率分 = ② × ④ % = [　] ≒ ⑤　(千円丸め)

共通仮設費積上分　積上分 = ⑥ (安全費 等)

共通仮設費 計　⑤ (率分) + ⑥ (積上分) = ⑦

純業務費 計　① + ⑦ = ⑧

現場管理費　対象純作業費(Np) × (現場管理費率(Jo) × 補正係数)

対象純作業費　Np = ⑧

現場管理費率　Jo = 202.3 × ⑧^-0.1034 = ⑨ %　(少数3位を四捨五入) (補正前)

補 正 係 数 = 1.1

⑨ × 1.1 (補正係数) = ⑩　(少数3位を四捨五入) (補正後)

⑧ × ⑩ % = [　] ≒ ⑪　(千円丸め)

業務原価 計　⑧ + ⑪ = ⑫

一般管理費等　作業原価 (Cp) × 一般管理費等率 (Gp)

作業原価　Cp = ⑫

一般管理費率　Gp = -5.21826 × log ⑫ + 60.08343 = ⑬ %　(少数3位を四捨五入) (補正前)

前払金支出割合補正係数 = 1.01

一般管理費率 (補正後) = ⑬ % (Gp) × 1.01 (補正係数) = ⑭ %　(少数3位を四捨五入) (補正後)

⑫ × ⑭ % = ⑮

契約保証に係る補正　⑫ × [　] = ⑯

業務価格(丸めなし)　⑫ + ⑮ + ⑯ = ⑰　業務価格調整額(万円丸め) ⑱

一般管理費　⑮ + ⑯ − ⑱ = ⑲　(業務価格が万円まるめとなるように端数処理)

業務価格　⑫ + ⑲ = [　]　(万円丸め済)

諸 経 費 計 算 情 報

単価適用年月日	令和 8年 9月 1日
単価適用地区	高知土木事務所　１地区(南部地区)
工種区分	諸経費計算情報（調査業務）のとおり
ＩＣＴ補正（３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理）	補正しない
技術者間接費の計上有無	計上しない
機器単体費の計上有無	計上しない
作業地域・業務場所区分の補正（共通仮設費）	一般交通影響有り（１）－２
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない
作業地域・業務場所区分の補正（現場管理費）	一般交通影響有り（１）－２
堤頂20ｍの補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
前払金支出割合	２５％を超え３５％以下（1.01）
契約保証に係る補正	補正しない
業務価格まるめ区分	万円まるめ
現場環境改善費の計上有無	計上しない
熱中症対策の補正有無	補正しない

明細表　第　1号
夜間作業(認証)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
本管TVカメラ調査工(夜) 高画質展開図化式ｶﾒﾗ, φ200㎜～φ700㎜	m	1,014			労補正 単価表　第 1 号
本管TVカメラ調査工(夜) 高画質展開図化式ｶﾒﾗ, φ800㎜～φ1500㎜	m	769			労補正 単価表　第 3 号
取付管TVカメラ調査工(夜) 公共ますが宅地内	箇所	43			労補正 単価表　第 5 号
取付管TVカメラ調査工(夜) 公共ますが公道上	箇所	98			労補正 単価表　第 8 号
ﾏﾝﾎｰﾙ目視調査工(夜) φ1500㎜以下,ﾏﾝﾎｰﾙ深6m以下	基	39			単価表　第 9 号
1　式　　当り					

明細表　第　2号
夜間作業(単独)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
本管TVｶﾒﾗ調査工(夜) 高画質展開図化式ｶﾒﾗ, φ200㎜～φ700㎜	m	1,932			労補正 単価表　第 1 号
取付管TVｶﾒﾗ調査工(夜) 公共ますが宅地内	箇所	105			労補正 単価表　第 5 号
取付管TVｶﾒﾗ調査工(夜) 公共ますが公道上	箇所	50			労補正 単価表　第 8 号
ﾏﾝﾎｰﾙ目視調査工(夜) φ1500㎜以下, ﾏﾝﾎｰﾙ深6m以下	基	80			単価表　第 9 号
1　式　　当り					

明細表　第　3号
報告書作成工(認証)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
報告書作成工(本管TVｶﾒﾗ調査工)	m	1,783			単価表　第 11 号
報告書作成工(取付管TVｶﾒﾗ調査工)	箇所	141			単価表　第 12 号
報告書作成工(ﾏﾝﾎｰﾙ目視調査工)	基	39			単価表　第 13 号
外付ﾊｰﾄﾞﾃﾞｨｽｸ(USB3.0対応) 500GB	個	1			
1　式　　当り					

明細表　第　4号
報告書作成工(単独)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
報告書作成工(本管TVｶﾒﾗ調査工)	m	1,932			単価表　第 11 号
報告書作成工(取付管TVｶﾒﾗ調査工)	箇所	155			単価表　第 12 号
報告書作成工(ﾏﾝﾎｰﾙ目視調査工)	基	80			単価表　第 13 号
1　式　　当り					

明細表　第　5号
夜間作業(単独)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
内径250mm高圧洗浄車清掃工(夜) 土砂深率5%	m	1,585			労補正 単価表　第 14 号
内径300mm高圧洗浄車清掃工(夜) 土砂深率5%	m	494			労補正 単価表　第 18 号
内径350mm高圧洗浄車清掃工(夜) 土砂深率5%	m	54			労補正 単価表　第 19 号
内径380mm高圧洗浄車清掃工(夜) 土砂深率5%	m	274			労補正 単価表　第 20 号
内径450mm高圧洗浄車清掃工(夜) 土砂深率5%	m	205			労補正 単価表　第 21 号
内径500mm高圧洗浄車清掃工(夜) 土砂深率5%	m	270			労補正 単価表　第 22 号
内径600mm高圧洗浄車清掃工(夜) 土砂深率5%	m	65			労補正 単価表　第 23 号
強力吸引車運搬工(夜) 4t,154kw,運搬距離L=10.4km 運搬状況区分:その他の場合	m3	3.6			労補正 単価表　第 24 号
有機汚泥処分費 下水道汚泥等,高知市重倉	m3	3.6			処分費
1　式　　当り					

明細表　第　6号
交通管理工(認証)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
交通誘導警備員 交通誘導警備員A，夜間勤務	人	14			単価表　第 26 号
交通誘導警備員 交通誘導警備員B，夜間勤務	人	70			単価表　第 27 号
1　式　　当り					

明細表　第　7号
交通管理工(単独)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
交通誘導警備員 交通誘導警備員A，夜間勤務	人	24			単価表　第 26 号
交通誘導警備員 交通誘導警備員B，夜間勤務	人	120			単価表　第 27 号
1　式　　当り					

明細表　第　8号
安全設備費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
管きょ換気工(認証) 軸流式,風量50/60m3/min	日	4			単価表　第 28 号
管きょ換気工(認証) 軸流式,風量120/144m3/min	日	2			単価表　第 31 号
ﾏﾝﾎｰﾙ換気工(認証) 軸流式,風量50/60m3/min	日	2			単価表　第 33 号
管きょ換気工(単独) 軸流式,風量50/60m3/min	日	13			単価表　第 35 号
ﾏﾝﾎｰﾙ換気工(単独) 軸流式,風量50/60m3/min	日	4			単価表　第 36 号
1　式　　当り					

単価表　第　1号　　本管TVｶﾒﾗ調査工(夜)

単価表

（　450　）

金額：　　内容：高画質展開図化式ｶﾒﾗ, φ200㎜～φ700㎜

1　m　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
調査技師 測量技師	人	1			
調査技師補 測量技師補	人	1			
調査助手 測量助手	人	1			
本管TVｶﾒﾗ搭載車運転工(夜) 高画質展開図化式ｶﾒﾗ, φ200㎜～φ700㎜	日	1			労補正 単価表　第 2 号
空気圧縮機損料 吐出量0.08L/min,圧力0.9MPa	日	1			
止水ﾌﾟﾗｸﾞ損料 φ150	個	5			
諸雑費	式	1			
	（	450	m　当り		）
	（	1	m　当り		）

単価表　第　2号　　本管TVｶﾒﾗ搭載車運転工(夜)

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：高画質展開図化式ｶﾒﾗ，φ200㎜～φ700㎜

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ｶﾞｿﾘﾝ ﾚｷﾞｭﾗｰ ｽﾀﾝﾄﾞ	ﾘｯﾄﾙ	43			
運転手(一般)	人	1			労補正
本管用TVｶﾒﾗ搭載車損料 高画質展開図化式ｶﾒﾗ，φ200㎜～φ700㎜	時間	6			
諸雑費	式	1			
	（	1	日　当り		）

単価表　第　3号　　本管TVｶﾒﾗ調査工(夜)

単価表

（　600　）

金額：　　内容：高画質展開図化式ｶﾒﾗ，φ800㎜～φ1500㎜

1　m　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
調査技師 測量技師	人	1			
調査技師補 測量技師補	人	1			
調査助手 測量助手	人	1			
本管TVｶﾒﾗ搭載車運転工(夜) 高画質展開図化式ｶﾒﾗ，φ800㎜～φ1500㎜	日	1			労補正 単価表　第 4 号
空気圧縮機損料 吐出量0.08L/min，圧力0.9MPa	日	1			
止水ﾌﾟﾗｸﾞ損料 φ150	個	5			
諸雑費	式	1			
	（	600	m　当り		）
	（	1	m　当り		）

単価表　第　4号　　本管TVｶﾒﾗ搭載車運転工(夜)

単価表

（　1　）

金額：　　内容：高画質展開図化式ｶﾒﾗ，φ800㎜～φ1500㎜

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ｶﾞｿﾘﾝ ﾚｷﾞｭﾗｰ ｽﾀﾝﾄﾞ	ﾘｯﾄﾙ	43			
運転手(一般)	人	1			労補正
本管用TVｶﾒﾗ搭載車損料 高画質展開図化式ｶﾒﾗ，φ800㎜～φ1500㎜	時間	6			
諸雑費	式	1			
	（	1	日　当り		）

単価表　第　5号　　取付管TVｶﾒﾗ調査工(夜)

単価表

（　21　）

金額：　　内容：公共ますが宅地内

1　箇所　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
調査技師 測量技師	人	1			
調査技師補 測量技師補	人	1			
調査助手 測量助手	人	1			
取付管TVｶﾒﾗ搭載車運転工(夜)	日	1			労補正 単価表　第 6 号
高圧洗浄車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 7 号
諸雑費	式	1			
	（	21	箇所　当り		）
	（	1	箇所　当り		）

単価表　第　6号　　取付管TVｶﾒﾗ搭載車運転工(夜)

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：　　1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ｶﾞｿﾘﾝ ﾚｷﾞｭﾗｰ ｽﾀﾝﾄﾞ	ﾘｯﾄﾙ	43			
運転手(一般)	人	1			労補正
取付管用TVｶﾒﾗ搭載車損料 取付管用, 2t	時間	6			
諸雑費	式	1			
	(	1	日　当り		)

単価表　第　7号　　高圧洗浄車運転工(夜)

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：4t,154kw

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
軽油 一般用 ﾊﾞﾄﾛｰﾙ給油	リットル	34			
清掃技師 土木一般世話役	人	1			
運転手(特殊)	人	1			労補正
高圧洗浄車損料 4t,154kw	時間	6			
諸雑費	式	1			
	（	1	日　当り		）

単価表　第　8号　　取付管TVｶﾒﾗ調査工(夜)

単価表

（　30　）

金額：　　内容：公共ますが公道上

1　箇所　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
調査技師 測量技師	人	1			
調査技師補 測量技師補	人	1			
調査助手 測量助手	人	1			
取付管TVｶﾒﾗ搭載車運転工(夜)	日	1			労補正 単価表　第 6 号
高圧洗浄車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 7 号
諸雑費	式	1			
	（	30	箇所　当り		）
	（	1	箇所　当り		）

単価表　第　9号　　ﾏﾝﾎｰﾙ目視調査工(夜)

単価表

（　25　）

金額：　　内容：φ1500mm以下,ﾏﾝﾎｰﾙ深6m以下

1　基　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
調査技師 測量技師	人	1			
調査技師補 測量技師補	人	1			
調査補助員 測量補助員	人	1			
ﾗｲﾄﾊﾞﾝ運転工 1.5ﾄﾝ,二輪駆動	日	1			単価表　第 10 号
諸雑費	式	1			
	(	25	基　当り		)
	(	1	基　当り		)

単価表　第　10号　　ﾗｲﾄﾊﾞﾝ運転工

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：1.5ﾘｯﾄﾙ，二輪駆動

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ｶﾞｿﾘﾝ ﾚｷﾞｭﾗｰ ｽﾀﾝﾄﾞ	ﾘｯﾄﾙ	8.1			
ﾗｲﾄﾊﾞﾝ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ駆動] 乗車定員5名　排気量1.5L	時間	6			機補正
諸雑費	式	1			
	（	1	日　当り		）

単価表　第　11号　　報告書作成工(本管TVｶﾒﾗ調査工)

単価表

(　450　)
1　m　当り

金額：　　内容：

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
管理技師(昼) 測量主任技師	人	1			[2]
調査技師(昼) 測量技師	人	1			[2]
調査技師補(昼) 測量技師補	人	1			[2]
諸雑費 10 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(	450	m　当り		)
	(	1	m　当り		)

単価表　第　12号　　報告書作成工(取付管TVｶﾒﾗ調査工)

単価表

(　80　)

金額：　　内容：

1　箇所　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
管理技師(昼) 測量主任技師	人	1			[2]
調査技師(昼) 測量技師	人	1			[2]
調査技師補(昼) 測量技師補	人	1			[2]
諸雑費 2 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(	80	箇所　当り		)
	(	1	箇所　当り		)

単価表　第　13号　　報告書作成工(ﾏﾝﾎｰﾙ目視調査工)

単価表

（　50　）

金額：　　内容：

1　基　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
管理技師(昼) 測量主任技師	人	1			[1]
調査技師(昼) 測量技師	人	1			[1]
調査技師補(昼) 測量技師補	人	1			[1]
諸雑費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	（	50	基　当り		）
	（	1	基　当り		）

単価表　第　14号　　内径250mm高圧洗浄車清掃工(夜)

単価表

（　444　）

金額：　　内容：土砂深率5%

1　m　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
高圧洗浄車運転工(夜) 4t,154kw	日	1			労補正 単価表　第 15 号
強力吸引車運転工(夜) 4t,154kw	日	1			労補正 単価表　第 16 号
給水車運転工(夜) 4t,154kw	日	1			労補正 単価表　第 17 号
諸雑費	式	1			
	(	444	m　当り		)
	(	1	m　当り		)

単価表　第　15号　　高圧洗浄車運転工(夜)

単価表

（　1　）

金額：　　内容：4t,154kw

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
軽油 一般用 ﾊﾞﾄﾛｰﾙ給油	リットル	27			
清掃技師 土木一般世話役	人	0.8			
清掃作業員 特殊作業員	人	0.8			
運転手(特殊)	人	0.8			労補正
高圧洗浄車損料 4t,154kw	時間	6			
諸雑費	式	1			
	（	1	日　当り		）

単価表　第　16号　　強力吸引車運転工(夜)

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：4t,154kw

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
軽油 一般用 ﾊﾞﾄﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	39			
清掃作業員 特殊作業員	人	1.6			
運転手(特殊)	人	0.8			労補正
強力吸引車損料 4t,154kw	時間	6			
諸雑費	式	1			
	(	1	日　当り		)

単価表　第　17号　　給水車運転工(夜)

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：4t,154kw

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
軽油 一般用 ﾊﾞﾄﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	27			
運転手(一般)	人	0.8			労補正
給水車損料 4t,154kw	時間	6			
諸雑費	式	1			
	(	1	日　当り		)

単価表　第　18号　　内径300mm高圧洗浄車清掃工(夜)

単価表

(　444　)

金額：　　内容：土砂深率5%

1　m　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
高圧洗浄車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 15 号
強力吸引車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 16 号
給水車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 17 号
諸雑費	式	1			
	(	444	m　当り		)
	(	1	m　当り		)

単価表　第　19号　　内径350mm高圧洗浄車清掃工(夜)

単価表

(　403　)

金額：　　内容：土砂深率5%

1　m　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
高圧洗浄車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 15 号
強力吸引車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 16 号
給水車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 17 号
諸雑費	式	1			
	(	403	m　当り		)
	(	1	m　当り		)

単価表　第　20号　　内径380mm高圧洗浄車清掃工(夜)

単価表

（　365　）

金額：　　内容：土砂深率5%

1　m　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
高圧洗浄車運転工(夜) 4t,154kw	日	1			労補正 単価表　第 15 号
強力吸引車運転工(夜) 4t,154kw	日	1			労補正 単価表　第 16 号
給水車運転工(夜) 4t,154kw	日	1			労補正 単価表　第 17 号
諸雑費	式	1			
	（	365	m　当り		）
	（	1	m　当り		）

単価表　第　21号　　内径450mm高圧洗浄車清掃工(夜)

単価表

（　320　）

金額：　　内容：土砂深率5%

1　m　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
高圧洗浄車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 15 号
強力吸引車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 16 号
給水車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 17 号
諸雑費	式	1			
	（	320	m　当り		）
	（	1	m　当り		）

単価表　第　22号　　内径500mm高圧洗浄車清掃工(夜)

単価表

（　284　）

金額：　　内容：土砂深率5%

1　m　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
高圧洗浄車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 15 号
強力吸引車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 16 号
給水車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 17 号
諸雑費	式	1			
	(	284	m　当り		)
	(	1	m　当り		)

単価表　第　23号　　内径600mm高圧洗浄車清掃工(夜)

単価表

（　202　）

金額：　　内容：土砂深率5%

1　m　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
高圧洗浄車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 15 号
強力吸引車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 16 号
給水車運転工(夜) 4t, 154kw	日	1			労補正 単価表　第 17 号
諸雑費	式	1			
	(	202	m　当り		)
	(	1	m　当り		)

単価表　第　24号　　強力吸引車運搬工(夜)

単価表

（　　1　　）

金額：

内容：4t,154kw,運搬距離L=10.4km
運搬状況区分:その他の場合

1　m3　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
強力吸引車運転工(夜) 4t,154kw	時間	0.93			労補正 単価表　第 25 号
諸雑費	式	1			
	(	1	m3　当り		)

単価表　第　25号　　強力吸引車運転工(夜)

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：4t,154kw

1　時間　　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
軽油 一般用 ﾊﾞﾄﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	8.2			
運転手(特殊)	人	0.2			労補正
強力吸引車損料 4t,154kw	時間	1			
諸雑費	式	1			
	（	1	時間　当り		）

単価表　第　26号　　交通誘導警備員

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：交通誘導警備員A，夜間勤務

1　人　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
交通誘導警備員A	人	1.0			
諸雑費	式	1			
	（	1	人　当り		）
*** 施工条件 *** 計上区分　：交通誘導警備員A 勤務時間帯　：夜間勤務					

単価表　第　27号　　交通誘導警備員

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：交通誘導警備員B，夜間勤務

1　人　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
交通誘導警備員B	人	1.0			
諸雑費	式	1			
	（	1	人　当り		）
*** 施工条件 *** 計上区分　：交通誘導警備員B 勤務時間帯　：夜間勤務					

単価表　第　28号　　管きょ換気工(認証)

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：軸流式,風量50/60m3/min

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ﾄﾗｯｸ運転工 2t積	日	2			単価表　第 29 号
発動発電機運転工 5.2/6.0kVA,8kw	日	2			[1] 単価表　第 30 号
軸流ﾌｧﾝ[軸流式・定風量型] 50/60m3/min	日	2			[1]
諸雑費 12 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	日　当り		)

単価表　第　29号　　ﾄﾗｯｸ運転工

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：2t積

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
軽油 一般用 ﾊﾞｲﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	12			
ﾄﾗｯｸ[普通型] 通称2t積級	時間	6			
諸雑費	式	1			
	（	1	日　当り		）

単価表　第　30号　　発動発電機運転工

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：5.2/6.0kVA,8kw

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
軽油 一般用 ﾊﾞﾄﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	7.8			
発動発電機損料 5.2/6.0kVA,8kw,超低騒音型,排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	日	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	日　当り		)

単価表　第　31号　　管きょ換気工(認証)

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：軸流式,風量120/144m3/min

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ﾄﾗｯｸ運転工 2t積	日	2			単価表　第 29 号
発動発電機運転工 10.5/13kVA,13kw	日	2			[2] 単価表　第 32 号
軸流ﾌｧﾝ[軸流式･定風量型] 120/144m3/min	日	2			[2]
諸雑費 12 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(	1	日　当り		)

単価表　第　32号　　発動発電機運転工

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：10.5/13kVA, 13kw　　1　日　　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
軽油 一般用 ﾍﾞﾄﾛｰﾙ給油	ﾘｯﾄﾙ	13			
発動発電機損料 10.5/13kVA, 13kw, 超低騒音型, 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	日	1			
諸雑費	式	1			
	（	1	日　当り		）

単価表　第　33号　　ﾏﾝﾎｰﾙ換気工(認証)

単価表

(　　1　　)

金額：　　内容：軸流式,風量50/60m3/min

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ﾗｲﾄﾊﾞﾝ運転工 1.5ﾄﾝ,二輪駆動	日	1			単価表　第 10 号
発動発電機運転工 5kVA,6.3kw	日	1			[1] 単価表　第 34 号
軸流ﾌｧﾝ[軸流式･定風量型] 50/60m3/min	日	1			[1]
諸雑費 12 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	日　当り		)

単価表　第　34号　　発動発電機運転工

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：5kVA, 6.3kw

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ｶﾞｿﾘﾝ ﾚｷﾞｭﾗｰ ｽﾀﾝﾄﾞ	ﾘｯﾄﾙ	16			
発動発電機[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ駆動] 5kVA	日	1			
諸雑費	式	1			
	（	1	日　当り		）

単価表　第　35号　　管きょ換気工(単独)

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：軸流式,風量50/60m3/min

1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ﾄﾗｯｸ運転工 2t積	日	2			単価表　第 29 号
発動発電機運転工 5.2/6.0kVA,8kw	日	2			[1] 単価表　第 30 号
軸流ﾌｧﾝ[軸流式･定風量型] 50/60m3/min	日	2			[1]
諸雑費 12 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	日　当り		)

単価表　第　36号　　ﾏﾝﾎｰﾙ換気工(単独)

単価表

(　　1　　)

金額：　　内容：軸流式,風量50/60m3/min　　1　日　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ﾗｲﾄﾊﾞﾝ運転工 1.5ﾄﾝ,二輪駆動	日	1			単価表　第 10 号
発動発電機運転工 5kVA,6.3kw	日	1			[1] 単価表　第 34 号
軸流ﾌｧﾝ[軸流式･定風量型] 50/60m3/min	日	1			[1]
諸雑費 12 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	日　当り		)

公 表 単 価 一 覧 表

名称・規格1・規格2	単 位	単 価	摘 要
給水車損料 4t, 154kw	時間	6,280	単価表 第１７号
本管用TVｶﾒﾗ搭載車損料 高画質展開図化式ｶﾒﾗ, φ200mm～φ700mm	時間	14,000	単価表 第２号
取付管用TVｶﾒﾗ搭載車損料 取付管用, 2t	時間	4,220	単価表 第６号
高圧洗浄車損料 4t, 154kw	時間	9,010	単価表 第７号 ほか
外付ﾊｰﾄﾞﾃﾞｨｽｸ(USB3.0対応) 500GB	個	6,690	明細表 第３号
有機汚泥処分費 下水道汚泥等, 高知市重倉	m3	30,000	明細表 第５号 処分費
強力吸引車損料 4t, 154kw	時間	7,580	単価表 第１６号 ほか
発動発電機損料 5.2/6.0kVA, 8kw, 超低騒音型, 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	日	1,580	単価表 第３０号
発動発電機損料 10.5/13kVA, 13kw, 超低騒音型, 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	日	2,810	単価表 第３２号
空気圧縮機損料 吐出量0.08L/min, 圧力0.9MPa	日	585	単価表 第１号 ほか

公 表 単 価 一 覧 表

名称・規格1・規格2	単 位	単 価	摘 要
止水ﾌﾟﾗｸﾞ損料 φ150	個	175	単価表 第1号 ほか
本管用TVｶﾒﾗ搭載車損料 高画質展開図化式ｶﾒﾗ, φ800㎜～φ1500㎜	時間	19,300	単価表 第4号

下水道管渠調査業務仕様書

第1章 総 則

1．1 適用範囲

(1)この仕様書は，高知市(以下「当市」という。)が管理する下水道管路施設の調査工(以下「調査」という。)に適用する。

(2)図面及び特記仕様書に記載された事項は，この仕様書に優先する。

(3)仕様書，特記仕様書及び計画図書等に疑惑が生じたときは，監督職員の指示又は協議によるものとする。

(4)適用すべき諸基準

受注者は，設計図書に特に定めのない事項については，下記の基準によらなければならない。

本業務特記仕様書
建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省)
下水道維持管理指針(日本下水道協会)
下水道管路施設における浸入水防止対策指針(日本下水道協会)
下水管きょ改築等の工法選定手引き(案)(日本下水道協会)
下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル(案)(日本下水道協会)
局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)
下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書(下水道管きょ内作業安全管理委員会)
酸素欠乏症等防止規則(厚生労働省)
下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル((社)日本下水道管路管理業協会)
下水道管路施設ストックマネジメントの手引き(日本下水道協会)
管更生の手引き(案)(日本下水道協会)
管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)(日本下水道協会)
管きょ更生工法の耐震設計の考え方(案)と計算例)(日本下水道協会)
管きょ更生工法(二層構造管)技術資料((財)下水道新技術推進機構)
管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン(日本下水道協会)
下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
下水道施設耐震計算例-管路施設編-前編・後編(日本下水道協会)
下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)
その他
適用すべき諸基準等で示された指針，便覧等は改訂された最新のものとする。
なお，業務途中で改訂された場合は監督職員と協議しなければならない。

1．2 用語の定義

この仕様書において，次の各号に掲げる用語の定義は，それぞれ当該各号の定めによるところによる。

(1)指示とは，監督職員が受注者に対し，業務の履行上必要な事項について書面をもって示し，実施させることをいう。

(2)承諾とは，契約図書で明示した事項について，発注者若しくは監督職員が書面により同意することをいう。

(3)協議とは，書面により契約図書の協議事項について，発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。

業務の検査等に伴う必要な費用は，本仕様書に明記のないものであっても，原則として受注者の負担とする。

1．3 法令等の遵守

(1)受注者は，調査を実施するに当たり，下記に掲げる法律及びその他の関係法令，条例規則等ならびに当市が他の企業等と締結している協定を遵守すること。

ア．労働基準法　(昭和22年法律第 49号)　及び同法関連法規
イ．労働者災害補償保険法(昭和22年法律第 50号)　及び同法関連法規
ウ．消防法　(昭和23年法律第186号)　及び同法関連法規
エ．緊急失業対策法　(昭和24年法律第 89号)　及び同法関連法規
オ．建設業法　(昭和24年法律第100号)　及び同法関連法規
カ．建築基準法　(昭和25年法律第201号)　及び同法関連法規
キ．港湾法　(昭和25年法律第218号)　及び同法関連法規
ク．毒物及び劇物取締法　(昭和25年法律第303号)　及び同法関連法規
ケ．道路法　(昭和27年法律第180号)　及び同法関連法規
コ．下水道法　(昭和33年法律第 79号)　及び同法関連法規
サ．中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)　及び同法関連法規
シ．道路交通法　(昭和35年法律第105号)　及び同法関連法規
ス．河川法　(昭和39年法律第167号)　及び同法関連法規

セ. 公害対策基本法　（昭和42年法律第132号）　及び同法関連法規
ソ. 騒音規制法　（昭和43年法律第 98号）　及び同法関連法規
タ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律例　（昭和45年法律第137号）　及び同法関連法規
チ. 水質汚濁防止法　（昭和45年法律第138号）　及び同法関連法規
ツ. 酸素欠乏症等防止規制（昭和47年労働省令第42号）及び同法関連法規
テ. 労働安全衛生法　（昭和47年法律第 57号）　及び同法関連法規
ト. 振動規制法　（昭和51年法律第 64号）　及び同法関連法規
ナ. 高知県公害防止条例

(2)使用人に対する諸法令等の運用，適用は，受注者の負担と責任のもとで行うこと。なお建設業退職金共済制度及び建設労災補償共済制度に伴う運用については，受注者の責任において行うこと。

1．4　管理技術者及び技術者

(1)受注者は，管理技術者及び技術者をもって，秩序正しく業務を行わせるとともに，高度な技術を要する部門については，相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。管理技術者は，下水道管路管理主任技士の有資格者であること。技術者については，専門技士（調査部門）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の有資格者であること。資格者証については，作業計画書に添付し，調査時は常時携帯すること。

(2)管理技術者は，本業務が完了するまで原則として変更できない。病床，死亡，退職等，やむを得ない理由により変更する場合は，同等以上の技術力を有する者を配置し，当市の了承を得なければならない。

1．5　手続き及び提出書類

(1)受注者は，契約締結後すみやかに道路使用等について，関係官公署に届け出し許可を受けること。

(2)受注者は，契約締結後すみやかに次の書類を提出し，承諾を受けた上調査に着手すること。

ア.着手届
イ. 管理技術者及び現場代理人（現場常駐する技術者）届と経歴書
ウ. 工程表
エ. 職務分担表
オ. 業務計画書
カ. 主任技士，専門技士等の資格証の写し
キ. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了証（第2種）の写し

(3)提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は，直ちに変更届を提出すること。

(4)受注者は，調査業務着手日から完了日までの調査期間中「業務日報」を毎週監督職員に提出すること。

(5)調査が完了したときは，速やかに次の書類を提出すること。

ア. 完了届
イ. 納品書
ウ. 調査の記録写真
エ. 完了図書一式（特記仕様書　5成果品　の一覧による）
オ. 支払請求書及び明細書
カ. その他監督職員が指示するもの

(6)受注者は，委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について，測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき，「業務カルテ」を作成し高知市の確認後に，（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスク又は，公衆回線を通じてオンラインで登録するとともに「業務カルテ受領書」の写しを高知市に提出しなければならない。なお提出の期限は以下のとおりとする。

①受注時登録データの提出期限は契約締結後10日以内とする。
②完了時登録データの提出期限は業務完了後10日以内とする。
③なお，業務履行中に受注時登録データに変更があった場合は，変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

1．6 現場体制

(1)受注者は，調査の技術及び経験を有する技術者を常駐させて，所定の業務に従事させること。

(2)受注者は，善良な調査員を選び，秩序正しい調査を行わせ，かつ，熟練を要する調査には，相当の経験を有する者を従事させること。

(3)受注者は，適正な調査の進捗を図ると共に，そのために十分な数の調査員を配置すること。

1．7 下請負人の届出

(1)受注者は調査の一部を下請負いさせる場合は，調査の着手に先立ち，「下請負施工通知書」(契約課様式)により下請負人の名称，下請負の範囲，下請負人に対する指導方法等について届け出ること。
調査期間中に，下請負人を変更する場合も同様とすること。

(2)調査の実施につき，著しく不適当であると認められる下請負人は，交替を命ずることがある。
この場合，受託者は直ちに必要な措置を講ずること。

1．8 地先住民等との協調

(1)受注者が，調査を実施するに当たり地先住民等と協議を必要とするとき，又は，要望交渉があったときは，遅滞なく監督職員に申し出て指示を受け，誠意を持って協議し，その結果は速やかに報告すること。

(2)受注者は，いかなる名目であっても，地先住民からこの調査について報酬等を受けてはならない。なお，調査員等が上記行為を行ったときは受注者がその責任を負うこと。

1．9 損害賠償及び補償

(1)受注者は，下水道工作物に損傷を与えたときは，直ちに監督職員に報告しその指示を受けると共に，速やかに原形に復旧しなければならない。

(2)受注者は，作業に当たり万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは，その復旧及び賠償の責任を負わなければならない。

1．10 工程管理

(1)受注者は，「着手届」に添付した工程表に従い，あらかじめ監督職員と協議して実施工程表を作成し提出すること。

(2)工程管理は，前項の実施工程により，適正に行うこと。

(3)予定の作業工程と実施とに差が出た場合は，必要な措置を講じて調査の円滑な進行を図ること。

(4)作業実施の都合上，履行期間に含んでいない日(祝日又は休日等)に作業を行う必要がある場合は，あらかじめその作業内容，作業時間等について監督職員の承諾を得ること。

(5)受注者は，工程に変更を生じた場合には，速やかに変更工程表を提出し，協議しなければならない。

1．11 調査記録写真

受注者は，調査状況写真を撮影し，監督職員に提出しその承諾を得ること。なお，当市が必要と認め監督職員が指示する場合は，その指示に従うこと。

第2章 安 全 管 理

2．1 一般事項

(1)受注者は，労働災害及び物件損害等の未然防止に務め，「労働安全衛生法」，「酸素欠乏等防止規則」及び「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い，その防止に必要な措置を十分に講ずること。

(2)下水道施設内で作業する前と作業中また，作業に従事するすべての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前には，必ず酸素欠乏危険作業主任が，ガス検知機を使用し，酸素濃度が18%以上であること，硫化水素濃度10ppm以下，溶媒から発生するガス濃度20ppm以下，一酸化炭素濃度50ppm以下であることを調査確認し，換気事故防止に必要な措置を講じるとともに，呼吸用保護具等を常備すること。

(3)雨水及び合流管渠内(内径800㎜以上)等で作業する場合には，突発的かつ局地的な大雨に起因する事故が発生する危険性があるため，作業前，作業中には気象情報等について十分に注意し，作業箇所が受けもつ流域範囲，流入系統，上流域のポンプ施設，大規模排水施設，下流のポンプ場のポンプ運転などで水位が上昇する原因となる情報収集に努めること。平成20年10月に取りまとめられた，局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)等を参考にして安全管理計画を作成し，業務を履行すること。
安全管理計画は，業務計画書にその内容を記載すること。

安全管理計画の内容
1 現場特性の事前把握
2 中止基準・再開基準の設定(予防対策)
3 迅速に退避するための対応
4 日々の安全管理の徹底

(4)業務の中止基準として以下のいずれかの場合には，業務等を中止すること。
①当該作業箇所または上流部に洪水または大雨注意報・警報が発表された場合。
②当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合。
③事前(作業前)に当該作業箇所または上流部に気象情報等により降雨や雷の発生が予想される場合。
(作業時間内に降雨，雷の発生が予想される場合)
④管路内水位が通常管内水位よりも高く安全な歩行ができない場合。(目安として膝上，但し流速の早い箇所ではこの限りではない。)
(5)受注者は(4)にあげる中止基準を踏まえ，作業箇所毎の現場特性に応じた中止基準を設定すること。
(6)業務開始後に，気象情報や気象状況の変化により大雨等の予兆を捉えた場合には，中止基準に至る前の時点においても，これらの中止基準を補完する情報を活用し，業務等の中止判断を的確に行うこと。受注者は，業務等を中止した場合には，下水道管渠内作業員を迅速に退避させ，速やかに発注者へ業務等の中止の報告を行うこと。
(7)業務の再開基準は，業務中止基準に抵触していないこと及び管路内水位が通常時と変わらない事等を踏まえ設定すること。
(8)迅速に退避するための対応として，退避手順の設定，安全器具等の設置，情報収集と伝達方法，資機材の取扱いについての具体的な対応方策を定めること。
(9)日々の安全管理の徹底として，業務の開始前には退避時の対応方策の内容等について作業関係者全員に周知徹底を図ること。内容は，作業内容，作業時間，当日の天気予測，当該作業箇所の水位や流速，退避ルート，退避時の合図等についてミーティングを実施し，安全管理の内容について周知徹底する。

2．2 保安設備の設置及び現場管理
(1)作業中は，安全施設標準図に準拠すると共に，現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
(2)作業中の交通安全確保のため，交通誘導員を配置し，作業中の交通の安全を確保すること。
(3)現場内の整理整頓，その他の現場管理には細心の注意を払うこと。

2．3 調査員の安全管理
(1)受注者は，この調査に当たっては常に細心の注意を払い，滞留する有害ガスあるいは酸素欠乏等に対しては，十分な事前調査及び対策を講じ，事故の防止及び調査員の安全を図ること。
(2)この調査に当たって，下水道工作物又はガス等の付近では，絶対に裸火を使用しないこと。
(3)万一事故が発生したとき，緊急連絡体制に従い，直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに，速やかに必要な措置をとること。

第3章 調 査 工

3．1 一般事項
(1)受注者は，「業務計画書」を作成し，事前に監督職員及び総括監督職員と総括打合せを実施した後，地元周知を行い作業に着手すること。
(2)作業に当たっては，下水道工作物等に損傷を与えないよう十分留意すること。
(3)作業に当たり仮締切を必要とする場合は，監督職員の承諾を得ること。この 仮締切は上流に溢水が起きない構造でかつ，作業中の安全が確保されるものとする。ただし，上流に溢水の恐れがあるときは，直ちにこれを撤去すること。
(4)受注者は，作業に当たり地先住民等に迷惑のかからぬよう，極力騒音，振動等の防止に努めること。
(5)受注者が，監督職員の指示に反して作業を続行した場合，及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合等には，作業の一時中止を命ずることがある。
(6)作業に当たり，道路等を汚染させたときは，作業終了の都度洗浄清掃すること。
(7)作業終了後は，すみやかに使用機器，仮設物等を搬出し，作業場所の清掃に努めること。

3．2 調査工
(1)業務計画書
ア．作業計画(使用機器，作業方法，工程等)
イ．安全管理計画(道路交通の処理方法，管渠内と地上の連絡方法，緊急連絡体制，業務中止基準等)
ウ．その他・・・当市監督員の指示する事項
(2)調査器材
調査に使用する機器は，常に点検し，完全な整備をしておくこと。
(3)作業時間
調査に当たっては，道路使用許可条件を厳守すること。
(4)異状時の処置
調査作業の続行が困難となったときは，ただちに監督職員に報告し，指示を受けること。

3. 3 報告書

(1)調査結果は，紙媒体での報告書を 2 部作成し提出すること。合わせて電子媒体での報告書を提出すること。

(2)調査の成果品等については，当市の承諾なく公表してはならない。

(3)納品する図書は下記の通りとする。

ア. 報告書(特記仕様書　5成果品　の一覧による)

イ. 写真帳

ウ. その他監督職員が指示するもの

3. 4 成果品の審査

(1)受注者は，業務期間内に高知市の成果品審査を受けなければならない。

(2)成果品の審査において，訂正を指示された箇所は，ただちに訂正しなければならない。

(3)業務完了後において，明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合，受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第4章 そ の 他

4. 1 調査の完了

成果品の審査に合格後，本仕様書に指定された提出図書一式を納品し，高知市の検査をもって，業務の完了とする。

4. 2 検査

(1)中間検査及び完了検査には，受注者の管理技術者はが必ず立ち合うものとする。

(2)検査は，受注者の提出した日報，写真，完了図書等に基づいて行うが，万一不完全な箇所があった場合には，再度の調査を行うこと。なお，これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

(3)検査は，契約書等により行う。

4. 3 特に定めのない事項

(1)契約書，仕様書及び設計図書等に，特に明示していない事項で調査作業に実施上当然必要な事項については，受注者の負担において処理すること。

(2)その他特に定めのない事項については，速やかに監督職員に報告し指示を受けて処理すること。

なお,承認された事項を変更しようとするときは,その都度承認を受けるものとする。

調 査 業 務 特 記 仕 様 書

1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は，「下水道管渠調査業務仕様書」第1章1(2)及び1(3)定める特記仕様書とする。

2 調査業務の目的及び概要

本業務は，竣工後50年を経過した下水道管渠を対象として，管渠の健全度を調査することにより，改築計画を立案するための基礎資料作成を目的とするものである。

業務概要は次のとおりとする。

(1) 業 務 名	国道32号外老朽管調査委託業務(R8-1)			
(2) 調 査 内 容	本管テレビカメラ調査	L=	3,715	m
	取付管テレビカメラ調査	N=	296	箇所
	マンホール目視調査	N=	119	基
(3) 調査箇所	高知市 はりまや町一丁目 外（詳細は設計図面のとおり）			
(4) 業務日数	160日			

3 安全管理について

(1)「労働安全衛生法」,「酸素欠乏等防止規則」及び「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い，その防止に必要な措置を十分に講ずること。

また，雨水及び合流管渠内（内径800㎜以上）で作業する場合には，突発的かつ局地的な大雨に起因する事故が発生する危険性があるため，平成20年10月に取りまとめられた，局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）等を参考にして安全管理計画を作成し，業務を履行すること。

(2) 交通誘導警備員の配置について

①交通誘導警備員を配置する場合は，原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし，業務作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし，一般的な作業等で，安全確保に対処できる者と監督職員が認めたものについては，この限りでない。

②交通誘導警備員Ａが必要な交通誘導警備業務については，交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに，１人以上配置することとする。

なお，配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し，警備員に変更が生じた場合は，速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

③交通誘導警備員Ａが必要でない交通誘導警備業務については，警備業者の警備員であれば，交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また，警備業者の警備員の配置が困難な場合は，別に定める手続きにより，警備業者の警備員によらず業務作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際，受注者は交通誘導に関する安全教育を業務作業員等に行ったうえ，交通誘導警備員として専任させること。

(交通誘導警備員Ａ・Ｂの定義)

交通誘導警備員Ａ： 警備業者の警備員(警備業法第２条第４項に規定する警備員をいう。)で，交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第１条第４項に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員Ｂ： 警備業者の警備員で，交通誘導警備員Ａ以外の交通誘導に従事するもの。

4 産業廃棄物管理票等の提示

受注者は，本業務に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について，廃棄物の清掃及び処理に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し履行期間内において中間処理（再生），最終処分を終了しなければならない。また，受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのＥ票を提示しなければならない。

ただし，廃掃法を遵守したうえで，履行期間内に産業廃棄物の中間処理・最終処分を終了することが困難な場合で，発注者が認める場合においては，履行期間内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが，中間処理・最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合，受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのＢ２票を提示しなければならない。また，中間処理，最終処分終了後すみやかにＥ票を提示しなければならない。

なお，廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議するものとする。

5 不当介入の排除について

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は業務妨害（以下この文において「不当介入」という。）の排除について

(1)受注者は，暴力団又は暴力団関係者から業務の履行に関して不当介入を受けたときは，その旨を直ちに監督職員に報告し，所轄の警察署に届け出なければならない。

(2)受注者は，不当介入による被害を受けたときは，その旨を直ちに監督職員に報告し，所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

(3)受注者は，監督職員及び所轄警察署と協力して，不当介入の排除措置を講じなければならない。

(4)受注者が，不当介入の報告を怠った場合は，「高知市建設工事請負業者指名停止措置要綱」に基づき，指名停止措置を行うものとする。

6 成果品

完了検査時に提出する図書は以下のとおりとする。

(1) 業務計画書　2部

(2) 業務日誌　1部

(3) 業務打合せ簿　1部

(4) 変更数量計算書　1部

(5) 調査総括表及び集計表　1部

(6) 本管調査展開図(直視側視式の場合は本管調査記録表)，取付管調査記録表，人孔用調査記録表　1部

(7) 異常箇所一覧表（路線番号毎に位置を明示し，判定基準に基づいた異常内容を記載する）
異常箇所については，下水道維持管理指針 2014年版日本下水道協会の調査判定基準に準じること。
(国の技術基準等が変更となった場合は、それに準ずる)

(8) 緊急度判定診断資料(位置図含む)

(9) 調査写真（テレビカメラ調査時は電子媒体も必要）　1部

(10) 使用機材一覧表　1部

(11) 材料各種納入伝票，交通誘導員伝票　1部

(12) 酸素等濃度測定機器及び酸素呼吸器等の機器類点検実施書
（リースの場合リース元の点検実施書）　1部

(13) その他　　監督職員指示

※(5)～(9)は調査報告書として紙媒体での提出部数は2部とし、
合わせて電子媒体での提出も行うこととする。

7 調査留意事項

調査実施にあたり，留意する事項は別添の調査留意事項を参照とすること。

8 個人情報の保護について

受注者は，この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては，個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

調査留意事項

1 留意事項の適用範囲

本調査留意事項は，「特記仕様書」7に定める調査留意事項とする。

2 調査内容

調査項目		反映項目
調査業務	本管TVｶﾒﾗ調査	調査異常箇所判定基準による
	取付管TVｶﾒﾗ調査	
	マンホール目視調査	

3 調査留意事項

◇全般に関する内容

(1) 管渠調査業務仕様書の第2章にある安全管理については，当業務にてマンホール内に人が入る作業があることから，関連図書を参考に十分な安全管理計画を作成すること。

(2) 酸素欠乏危険作業主任が常駐し、換気前に硫化水素濃度の測定を実施し、異常値が継続して測定された場合は調査記録表に記載し、かつ監督職員に報告すること。

(3) 管渠調査は基本的に，上流から下流に向かって調査すること。
調査業務では統一して調査実施し，必ず本管調査記録表には，調査の向きが分かるように記載すること。但し，人孔開閉等で制限がある場合はこの限りではない。

(4) 管渠内に堆積している土砂等については，管口で堆積量を確認し，清掃又は洗浄を行うこと。

(5) 平常時の管内水位を計測すること。

(6) 管と管との継手部に目開きがある場合は，目開き量について計測し記録表に記載すること。管の不陸の有無についても記録すること。

(7) 下水道台帳にある管渠延長（布設延長）と現地が整合しているか確認するために，管渠延長を計測すること。旧型の人孔は内寸法が規定の寸法で築造されていないことがあるので人孔内径を確認して，管渠延長計測値との確認も行うこと。

◇テレビカメラ調査に関する事項

(8) クラックの幅が計測でき、かつ緊急度判定が可能な500万画素以上の展開図化式カメラ機器もしくは、直視・側視式カメラ機器を使用すること。

(9) 管体のクラックを側視する場合は，クラックの大小により異常箇所の判定結果が異なってくることから，スケール側視を実施してクラックの寸法等を記録すること。
クラックは円周方向のものか，管軸方向のクラックかわかる様に記録すること。
クラック等の損傷がある箇所は，上流か下流人孔中心からの位置（距離）を本管調査記録表に記載すること。
継手の目開き量も同様スケール側視を実施して目開き量を記録すること。

(10) 管体の評価において、「管1本ごとの評価」に「鉄筋露出」を追加し、評価基準としては下記のとおりとする。
a：「欠落や骨材露出状態を伴う鉄筋露出」もしくは「区間延長1m程度の連続性がある鉄筋露出」
b：「a以外の小規模な鉄筋露出」
※ただし、「鉄筋露出」にaが1箇所でもある場合は不良発生率に関わらず、A判定とする。

(11) スパン全体で評価を行う管の腐食Bにおいて、腐食範囲を特定できるよう上流人孔か下流人孔の中心からの位置（距離）、円周方向、寸法を本管調査記録表に記載すること。

(12) 現場打ボックスカルバート、シールド管の管1本の考え方については、延長1mごとに分割することとする。これにより不良発生率を算出する。

◇取付管調査に関する事項

(13)　取付管の管種（管割），取付管延長，最終桝平面形状及び深さの寸法を計測し記録すること。また，最終桝の蓋材質についても記録すること。
異常箇所判断基準は，維持管理指針等に準拠して判定を行い，基本的には改築（取付管更生か布設替）の必要があるか判断し報告書に記載すること。
改築工法の選定については，以下のような具体的な理由を記載すること。

例1 最終桝形状が小さいため，または深いため更生材量の反転挿入等が困難で管更生はできない。このことから硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管にて布設替を行う。

例2 陶管のずれが大きく更生した場合は，流水阻害となるしわの発生が懸念されるため管更生はできない。このことから，硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管にて布設替を行う。

例3 陶管のずれが小さく管更生の施工及び出来形に支障とならないため，管更生を行う。

例4 埋設方線より，開削の場合，路面復旧幅が広くなり不経済となることから管更生を行う。

例5 既設管の破損が大きくまたは，ｸﾗｯｸあり整円（円形保持していない状態）でないため管更生できない。このことから，硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管にて布設替を行う。

(14)　写真撮影は，全景・取付管内部の２箇所を標準とする。

◇マンホール目視調査に関する事項

(15)　マンホール内に調査員が入り，マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ，浸入水，足掛金物及びコンクリートの腐食，足掛金物の欠損本数，管渠の布設状況，蓋の摩耗度，蓋のがたつき・蓋違い，副管の状況等について，異常の程度を確認し，写真撮影（カラー）を行うものとする。
　また，鉄蓋を開閉する際に，鉄蓋ロックの開閉作動に異常がないかを確認して記録しておくこと。異常とは，ロック(施錠金具)受部にモルタルが付着して，ロックが正常の位置まで戻ってこない，また，腐食，錆等によりロックが固着し，正常に作動しない状態等をいう。蓋について，耐荷重や呼び径，ロック形式，中蓋の有無や錆びの状況についても確認を行うこと。
　調査後は蓋が完全に閉まり，ロックが正常に作動していることを確認すること。
※鉄蓋ロック機能の異常が判明した場合は，直ちに監督職員に報告すること。

(16)　写真撮影は，全景・蓋（表）・蓋（裏）・中蓋・マンホール内全景の５箇所に加え，異常箇所の撮影を行うものとする。また，調査年月日，調査場所，異常内容等を明記した黒板を入れて行い，マンホール1箇所当り５枚以上を標準とする。

人孔調査記録表

No. 000

調査人孔No：	調査実施日： 令和　年　月　日（　）	天候：（　）	調査判定者：

図面メッシュNo.：	排出区分：	道路種別：	占用位置：	人孔種別：	02濃度：(%)	H2S濃度：(ppm)
竣工年度：						

マンホール蓋基本情報

耐荷重種別：	□ T25	□ T20	□ T14	□ T8	□ 不明	□ その他（　）
呼び径：	□ 300	□ 400	□ 500	□ 600	□ 900	□ その他（　）
ロック形式：	□ 片ロック	□ 両ロック	□ 無	□ その他（　）		
中蓋：	□ 有	□ 無				
中蓋の錆び：	□ 多	□ 少	□ 無			

人孔本体情報

受枠高さ	H ＝	mm
調整モルタル高さ	H ＝	mm
調整リング高さ	H ＝	mm
斜壁高さ（二次製品）	H ＝	mm
直壁1高さ（現場打）	H ＝	mm
直壁2高さ（現場打）	H ＝	mm
直壁3高さ（現場打）	H ＝	mm
躯体ブロック高さ（現場打）	H ＝	mm

下流側人孔深（管底まで）	H ＝	mm
上流側人孔深（管底まで）	H ＝	mm
人孔深	H ＝	mm

管渠情報

流出入方向	管種	管径
流出管 GL-00000		
流入管 1 GL-00000		
流入管 2 GL-00000		
流入管 3 GL-00000		
流入管 4 GL-00000		

*GL-表記は土被りとする

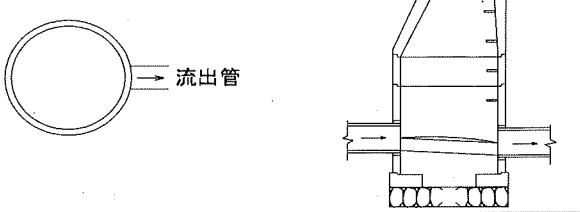
インバート凡例

人孔異常情報

部位		異常項目	判定基準 Aランク	Bランク	Cランク	調査結果	劣化状況	写真No
蓋及び路面	路面	路面状況	舗装版にクラックや欠けがあり，通行に支障を来たす	段差が生じている，擦付けが悪く水がたまる	蓋上部に水がたまる，道路との擦付けが悪い			
蓋及び路面	蓋受枠	蓋違い，ガタツキ	開閉できない	ガタツキがある	—			
蓋及び路面	蓋受枠	蓋の破損・劣化	蓋・受枠にクラックや欠けがある	—	—			
蓋及び路面	蓋受枠	蓋の摩耗	表面がつるつるして通行に支障をきたす（歩車道部の蓋溝高さ2mm以下）	摩耗が大（歩車道部の蓋溝高さ2mmを超え3mm以下）	摩耗が小（歩車道部の蓋溝高さ3mmを超える）			
蓋及び路面	蓋受枠	蓋裏の錆び	—	多量発錆	少量発錆			
蓋及び路面	蓋受枠	飛散防止機能（ロック機能）	ロック受部にモルタルが付着し，正常に作動していない	—	—			
蓋及び路面	蓋受枠	飛散防止機能（ロック機能）	錆び・劣化等により固着し，正常に作動していない	—	—			
人孔全体		＊ 腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ			
二次製品及び現場打部		＊ 破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損（A・B以外）			
二次製品及び現場打部		＊クラック	全体にクラック（全周，幅5mm以上）	部分的にクラック（半周，幅2mm以上）	軽微なクラック（幅2mm未満）			
二次製品及び現場打部		＊ 隙間・ズレ	壁厚を超えて脱却	壁厚の1/2以上のズレ	壁厚の1/2未満のズレ			
二次製品及び現場打部		＊ 浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態			
二次製品及び現場打部		＊ 木根侵入	内径の50%以上	内径の10～50%未満	内径の10%未満			
付帯物		調整部	調整モルタル及びリングが破損・欠落	調整モルタル及びリングのずれ・クラック	調整モルタル及びリングのずれ			
付帯物		足掛金物（残存数）（　本）	欠落している	鉄筋が細くなっている	錆の発生			
付帯物		インバート	—	インバートがない	部分的な欠落			
管口部		破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損（A・B以外）			
管口部		クラック	管口周り全体にクラック（5mm以上）	部分的にクラック（管口半周，幅2mm以上）	軽微なクラック（幅2mm未満）			
管口部		本管突出・抜出し	100mm以上突出・抜出しがあり、流下に支障を来たす	50mm以上突出・抜出しがあり、流下に支障を 来たす	50mm未満突出・抜出しがあり、流下に支障を来たす			
管口部		浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態			
管口部		木根侵入	内径の50%以上	内径の10～50%未満	内径の10%未満			
その他		臭気	ある	—	—			

＊緊急度判定　（上記＊6項目の異常集計で緊急度を決定）

概要図（例）



位 置 図

